

以下の問題を読んで、その内容が正しければ、解答用紙の問題番号の左欄にマークし、誤っていれば、右欄にマークを記入しなさい。

問題1 原子力供給国会合（NSG）は、1974年におけるインドの核実験を契機に核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備や技術の輸出規制を行うことを目的として発足した。

問題2 外部のメーカーから調達した製品や部品等を輸出する場合、自社で該非判定が困難なときは、調達先のメーカーから該非判定書を入手し、自社でその判定結果が妥当であるかを確認し、判定結果に疑問がある場合は、必ず調達先のメーカーに確認を求めることが望ましい。

問題3 輸出管理社内規程には、出荷時に輸出又は提供される規制貨物等が書類に記載された貨物又は技術と同一のものであることを確認するとともに、通関時に事故の発生があった場合には、速やかに社内の輸出管理の統轄部署に報告される体制を整備することを定めておく必要がある。

問題4 大阪の測定装置メーカーAの技術部長甲は、アメリカにある子会社Bで製造しているリスト規制該当の測定装置の精度に問題があることから、契約に基づき、電話で早急にリスト規制に該当する技術内容を含んだ対応策を子会社Bに伝える予定である。この場合、メーカーAは、役務取引許可を取得する必要がある。

問題5 東京のポンプメーカーが、シカゴで行われる国際見本市にリスト規制に該当するポンプを出品し、見本市終了後に直ちに日本に持ち帰ることとしている場合は、本邦から輸出する際の輸出許可は不要である。

問題6 昨年11月1日から施行された改正外為法により、取引審査や顧客審査などの審査記録は、輸出する貨物や提供する技術の内容に関わらず、一律10年間保存することとなった。

問題7 オーストラリア・グループは、イラン・イラク戦争における の使用を契機に1985年に発足した。 ・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制を行う国際輸出管理レジームである。 には、化学兵器が入る。

問題8 東京の貿易会社Aは、ソフトウェアの購入先である大阪のソフトメーカーBの該非判定書にリスト規制非該当と記載されていたので、役務取引許可を取得することなく、フランスの通信会社に販売した。その後、ソフトメーカーBから、該非判定書の記載は誤りであり、正しくはリスト規制に該当すると連絡を受けた。この場合、外為法違反に問われるのは、貿易会社Aではなく、ソフトメーカーBである。

問題9 京都にあるX大学院のA教授は、来日から7ヶ月目のタイ人のX大学院留学生Bに、東京の製鉄メーカーと産学協同で開発しているアルミニウム合金の製造技術についてリスト規制に該当する技術書類を提供する場合、役務取引許可は不要である。

問題10 東京にある大学の工学部准教授のAは、東京神田にある古書店で、1年前に出版されたリスト規制に該当する暗号通信の専門書を見つけた。Aは、暗号通信を研究しているAの教え子で、現在、アメリカの大学院に留学中のBに、その専門書を国際郵便で郵送する場合、役務取引許可は不要である。

問題11 大臣通達では、「社員に外為法等に関する教育を適切に実施すること。」が求められている。

問題12 輸出管理が適正に行われているか否かを確認する監査体制は個々の企業や大学等の経営状況に応じて、定期的の実施する必要はない。

問題13 我が国の先端的な研究開発を行う大学では、計測機器や試料の外国への持ち出し、外国からの研究者や留学生の受入れに伴う技術の提供、国際的な共同研究等が行われていることから、安全保障輸出管理に関する必要な体制を速やかに学内に設置することが望ましい。

問題 1 4 大阪の計測機器メーカーAは、食品用の電子はかりを製造するため、輸出令別表第1の7の項に該当する集積回路（総価額は90万円で、告示貨物には、あたらない。）を香港にある子会社に輸出する場合、輸出令第4条第1項第五号の少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。

問題 1 5 東京の電池メーカーAは、フィリピンにある電機メーカーBから、携帯音楽プレーヤー用としてリスト規制に該当しない電池10,000個の注文を受けた。電池メーカーAの海外営業部の担当者が、電機メーカーBのホームページを確認したところ、フィリピン軍と取引していることが判明した。電池メーカーAが携帯音楽プレーヤー用の当該電池10,000個をメーカーBへ輸出する場合、通常兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可が必要である。

問題 1 6 横浜の貿易会社であるA商事株式会社（代表取締役社長は、安全太郎）が、法人として、輸出許可申請を行う場合、「申請者欄」には、「A商事株式会社 代表取締役 安全太郎」と記載する。

問題 1 7 横浜港から、一般包括輸出許可が適用できるリスト規制該当貨物をフランス向けに船舶で輸出する際、当該船舶がイラクを経由する場合は、一般包括輸出許可が適用できない。

問題 1 8 神戸港から韓国の釜山港経由で、最終的には、タイにリスト規制該当貨物を輸出する場合、輸出許可申請書の「仕向地欄」には、タイと記載する。

問題 1 9 東京の素材メーカーの技術部長Aは、出張中のパリのホテルで、現在、同社で開発中の新しいタイプの炭素繊維の製造方法について検討しようとパソコンを開いたところ、実験データと製造工程に関する図面（リスト規制該当技術）が入ったファイルを忘れたことに気がついた。そこで、至急、東京にいる部下の技術課長Bに電話で頼んで、当該ファイルを電子メールで送ってもらう場合、技術課長Bは、送信の際、役務取引許可は不要である。なお、技術部長Aは、当該ファイルを自分で使用するだけで、第三者に提供することはない。

問題 2 0 東京の貿易会社Aは、今年度営業赤字で苦しいところ、あまり取引をしたことがないマカオにある水産物の加工食品を取り扱う貿易会社の社長から、リスト規制に該当しない缶詰の製造装置及びアルミニウム合金の円筒管（1, 0 0 0本）の引き合いをうけた。納入先が、ドバイにある倉庫と不自然な点があったが、契約見込金額が通常の相場の10%増しで、日本円で前払いと好条件なので、使用目的など特に確認することなく受注した。Aの対応は、企業の輸出管理上、全く問題ない。

問題 2 1 一般包括許可の申請先は、経済産業省（本省）の安全保障貿易審査課である。

問題 2 2 核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定められる貨物を故意に許可を取得せず、本邦から北朝鮮に輸出した者に懲役刑が科される場合、10年以下の刑に処せられる場合がある。

問題 2 3 大臣通達では、「部長以上の者が規制貨物等の取引審査の最終判断権者になるとともに、規制貨物等の輸出又は提供の可否について疑義のある取引の遂行を未然に防止する体制を整備すること。」と規定している。

問題 2 4 役務取引許可及び特定記録媒体等輸出等許可の申請先は、役務通達に規定されている。

問題 2 5 我が国のキャッチオール規制における規制対象地域は、全地域である。

平成21年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第16回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
大臣通達	「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」として当時の通商産業大臣（現：経済産業大臣）名で輸出関連団体の長あてに要請した通達（平成6年6月24日付）をいう。
リスト規制	国際的な合意等を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1の1から15の項に該当する貨物、又は外為令別表の1から15の項に該当する技術（役務）を輸出（提供）しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物